

公益社団法人新宮市シルバー人材センター
令和3年度 事業計画

昨年初めより感染が広まり未だに終息が見えないコロナ禍で国民生活にも自粛、自重や制限が加わる中でシルバー人材センターの就業にも大きな影響が出ております。ワクチンの接種などにより一定の早期解決への願いや希望も高まっております。

そのような中で、超高齢社会を形成する新宮市では65歳以上の高齢者が1万人を上回っており高齢化率も約38%と依然として高い数字を示しており少子高齢化による労働力不足が顕著であります。

このような地域社会において、シルバー人材センターが地域の労働力不足を補って地域社会を支えるという役割が求められるとともに期待も高まっております。

そのためにも「人生100年時代」を迎え「生涯現役社会」の実現に向けて高齢者を取り巻く環境を整備していくことが政治の面でも益々重要となっております。

そのシルバー事業の安定的な運営を図るためには会員の増強が必須であり、今年度も引き続き会員拡大に向けた諸施策や広報・周知活動に努めます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組はもちろんシルバー人材センター事業の基本理念である「自主・自立・共働・共助」を堅持し地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務を提供し安全・適正就業の推進に努め、活力ある地域社会づくりに貢献するため以下の事業に取り組みます。

1. シルバー人材センター事業（公益目的事業）

（1）就業機会の拡大と提供

- ① 高齢者に相応しい仕事を個人家庭や事業所から新規又は継続で受注し、請負、委任又は派遣就業の形で会員に提供します。
- ② 地域における人手不足分野や現役世代を支える分野で新たな就業機会の拡大に努めます。
- ③ 会員一人ひとりがシルバー人材センターの基本理念に基づき、就業に努めます。
- ④ 地域の良好な生活環境の保全等に寄与する空き家管理やコロナ禍等で帰郷困難者の便宜を図る墓地清掃サービスも引き続き実施します。

（2）安全・適正就業の推進

- ① 安全・適正就業委員会で安全意識の高揚と啓発のため安全・適正就業対実施計画を策定し、会員に配付の上、安全かつ適正に業務遂行できるよう努めます。
- ② 請負、委任、派遣の形態に従い、適正な就業形態かを精査する自主点検を行い、それぞれの実態に即した就業体制を確立します。

- ③ 就業中や就業途上時における交通安全に対する注意の徹底を適時、会員に文書で通知し啓発を図ります。
- ④ 業務拡大に係る知事の業種及び職種の指定を受けたもの以外は臨時的かつ短期的または軽易な業務で、おおむね月10日以内、又は週20時間を超えない就業とします。
- ⑤ 安全就業基準の遵守を図るとともに現場確認を実践するため安全パトロールを実施します。

(3) シルバー派遣事業の推進

- ① 派遣元としての和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）の新宮事務所として労働者派遣事業による就業機会の開拓、確保に努めます。
- ② 請負や委任に相応しくない業務については、シルバー派遣事業契約での就業を図るため発注者の派遣先への説明と理解を得るとともに手数料の増額に努めます。
- ③ 労働者派遣事業の推進に努め、事業の普及啓発と就業会員の確保に努め、教育訓練を実施します。

(4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を継続して実施し、人手不足分野や現役世代を支える分野の派遣、請負等のすべての業務で就業する機会を提供します。

(5) 就業率の向上

- ① 健康で働く意欲のある会員に公正、公平に就業機会を提供することを目標に減少傾向にある就業率の向上に努めます。
- ② 新入会員には入会后、速やかに仕事を紹介するとともに未就業会員にも可能な限り仕事の紹介を行い、未就業者の減少を図ります。

(6) 普及啓発活動の推進

- ① 普及啓発促進月間の「シルバーの日」の奉仕活動への多くの参加を促し、普及啓発活動を実施し、地域のシルバー人材センターへの理解が深まるよう努めます。
- ② シルバー人材センター事業の紹介、啓発をするためチラシ配布、市広報・地方新聞の広告等を活用し、市民周知と未加入者の入会の促進に努めます。
- ③ 連合会が実施するテレビ、ラジオ等を活用した啓発事業の実施に協力します。

(7) 講習会の開催

- ① 連合会が実施する厚生労働省の委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」の技能講習等に協力します。
- ② 会員を対象に各種講習会を開催し、新たな分野での就業に必要な知識及び技能の習得と技術の向上を図ります。

(8) 高齢者等生活支援事業の実施

- ① 新宮市の支援を得て取り組む「高齢者等生活支援サービス事業」（高齢者いきいきサポート事業）につきましては、家事・福祉サービス、通院付添事業、空き家管理事業、屋内サポート事業等を引き続き実施します。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の受託

- ① 改正介護保険法に基づき平成29年度より新宮市から委託されている事業で介護予防を必要とする対象者が住み慣れた地域で暮らせるよう予防基準緩和型訪問サービスを実施します。
- ② 新総合事業を公共性の高い介護予防・生活支援として実施していく上で従事者の人員基準を確保するとともに家事・生活支援サービス内容を充実し実施します。

(10) その他の事業

① 寝具乾燥消毒サービス事業の推進

平成15年度から新宮市より受託し、在宅高齢者、障がい者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し専用車両で市内全域を巡回し布団などの寝具の乾燥消毒をしており、本年度も引き続き実施します。

② 新宮市生涯現役促進地域連携事業に協力

令和元年度から新宮市が県内で唯一、取り組んでいる厚生労働省の推進する生涯現役促進地域連携事業の中で地域ニーズに合った高年齢者の雇用・就業促進の事業実施に商工会議所と共に協力します。

③ 自主的な同好会活動の支援

会員相互の交流、親睦を図る目的で自主的に実施する同好会活動について協力、支援します。

2. 法人管理事業

(1) 会員数の拡大

- ① 会員の確保、拡大はシルバー事業を推進していく上で根幹をなすもので本年度は第2次中長期計画の4年目に入り計画に掲げた目標会員数を316名とします。
- ② 全国の会員100万人達成計画を推進するため会員による一人1会員入会運動で友人、知人等への勧誘を図るとともに市広報誌の有料広告や地方新聞広告、ホームページ等の媒体を効果的に活用して会員募集を強化します。
- ③ コロナ禍の影響や高齢法改正による雇用延長など会員拡大に厳しい環境の中、入

会促進の取組みとしてDVD等を活用し原則、毎月3回（第1・第3・第4水曜日）の入会説明会を実施するとともに適正かつ迅速な新規入会手続きに努めます。

(2) 公益社団法人の運営

- ① センターの安定的な運営を維持継続するためには財政基盤の強化は必須でありシルバー派遣事業や補助事業に積極的に取組み財源の確保を図ります。
- ② 公益社団法人の目的であります公益目的事業を適正に運営するとともに収支相償に配慮しながら効率的な財政運営に努めます。
- ③ 和歌山労働局、和歌山県、新宮市、連合会等の指導、支援を受け適切な法人運営を図ります。

(3) 総会・理事会の開催

センターの最高議決機関である定時総会については新型コロナウイルス感染の感染防止等に適切な対応で開催し、理事会については年6回の開催を基本に必要なに応じて開催し、事業の進捗等に対する理事の役割に努めます。

- | | |
|-------|---|
| ①定時総会 | 1回（5月に開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。） |
| ②理事会 | 6回（概ね5月、7月、9月、11月、1月、3月に開催する。
その他、必要に応じて開催する。） |